

地域で安心して
暮らしていくために



あなたや家族に合った支援を見つけてみませんか？

檀原市役所長寿介護課

令和6年10月作成

目次

付録 元気な一歩会

1. 介護予防の集い . . . p 1
【元気はつらつ体操教室・シニア塾】【介護予防セミナー】
2. 在宅生活支援 . . . p 2～3
【在宅医療・介護連携相談窓口】【紙おむつなどの支給】
3. 日頃の見守り・急な体調不良のとき… . . . p 4～5
【「食」の自立支援事業(配食サービス)】
【緊急通報装置設置費の助成】
4. 理解や判断をする力が衰えたとき、衰える前に… . . . p 6～9
【成年後見制度】【はいかい探知機のレンタル】
【檀原市はいかいSOSネットワーク】
5. 介護保険制度 . . . p 10～11
【要介護認定・要支援認定の申請】【基本チェックリスト】
6. 介護保険サービスの種類 . . . p 12～17
【在宅サービス】：長寿介護課で申請可≪特定福祉用具の購入≫
≪住宅改修費の支給≫
【施設サービス】
【地域密着型サービス】
7. 被保険者資格の喪失(転出や死亡など)の手続きについて . . . p 18
8. 地域包括支援センター、かしはら街の介護相談室 . . . p 19～20

介護予防の集い

【元気はつらつ体操教室 ・ シニア塾】

《元気はつらつ体操教室》（年に2回、市の広報で募集します）
主に椅子に座って行う健康体操です。

◎対象：市内在住の65歳以上の方で、自分で会場へ通える方

《シニア塾》（年に2回、市の広報で募集します）
知識を深め、家庭や社会生活に役立つことを学びましょう。

◎対象：市内在住の65歳以上の方で、自分で会場へ通えて、全日程に参加できる方

橿原市ホームページID▶2617

手続き窓口 ▶長寿介護課包括支援係 ☎22-8118

フットマッサージや
栄養について等
毎年いろんな内容で
行っています！



【介護予防セミナー】

転倒予防、認知症予防、体操、口腔ケア、食生活、一歩会体操のメニューからお選びいただけます。日程の調整をした後に、講師を派遣します。

◎対象：市内在住の65歳以上の方（10人以上のグループ）

◎場所：セミナーを実施する場所は、各グループで用意してください。

◎申込方法：開催日の2カ月前までに長寿介護課へ受講申込書を提出してください。

※実施期間は6月～2月です。セミナー終了後、1週間以内に実績報告書を提出してください。

橿原市ホームページID▶0860

手続き窓口 ▶長寿介護課包括支援係 ☎22-8118

運動の場 紹介冊子
「ドコイク」には
他にもいろいろな交流の場が
載っています！
長寿介護課でお配りしていますので
お問い合わせください。



地域の交流の場としても！

在宅生活支援

【在宅医療・介護連携相談窓口】

地域の在宅医療と介護の連携を支援するための相談窓口を開設しています。

介護保険に関する知識や介護連携の経験が豊富な看護師が、地域の医療や介護に携わる皆様からのご相談をおうかがいします。ご相談に応じて、地域の医療・介護サービスの情報の紹介や、多職種の連携のための支援を行っていきます。



◎開設日時：毎週 水曜日・金曜日（祝日を除く） 午後1時30分から午後5時まで

※来所でのご相談を希望される方は、事前にお電話にてご連絡ください。

お電話でのご相談 0744-22-8118（直通）

◎場所：長寿介護課内

◎相談対応者：介護保険の知識や医療介護連携の経験が豊富な看護師

橿原市ホームページID▶0858

手続き窓口 ▶長寿介護課包括支援係 ☎22-8118

【紙おむつなどの支給】

在宅で要介護高齢者の方を介護されている方に対して、紙おむつを支給し、在宅生活を支援します。檀原市が委託している業者が、2か月に1度、偶数月（4月、6月、8月、10月、12月、2月）の上旬（15日まで）に2か月分をまとめてご自宅に配達します。

紙おむつの種類：以下から1種類、もしくは2種類（ただし枚数が半分ずつ）を選んでください。

種類	サイズ	枚数/月
テープ式パンツ	S（57～92センチ）	60枚/月
	M（77～110センチ）	
	L（92～130センチ）	
リハビリパンツ	S（55～75センチ）	30枚/月
	M（65～90センチ）	
	L（80～105センチ）	
	LL（95～125センチ）	
尿とりパット	通常サイズ（20×48センチ）	180枚/月
	ワイドサイズ（29×49センチ）	120枚/月
	ビッグサイズ（32×62センチ）	30枚/月



◎対象者：下記の3点すべてに該当する方が対象です。

- ・市内に住民登録があり、市民税非課税世帯に属する方
- ・介護保険の認定で要介護3以上と判定され、常時失禁状態にある方
- ・在宅で生活されている方

※施設入所や長期入院などをされている場合は事業の対象になりません。

◎費用：無料（ただし、枚数の追加はできません）

◎申請方法：本人確認書類（身分証明書等）をご持参し、ご来庁ください。また、代理の方が提出される場合は、その方の本人確認書類も確認させていただきます。

※同意書は、世帯全員の方が署名していただく必要があります。

※初回申請から配達まで約1ヶ月を要します。

※利用変更申請書は、変更を希望される支給月（偶数月）の前月15日までにご提出ください。

※既に支給した紙おむつの種類・サイズ等の変更、不足による追加支給はできません。

※在宅生活と認められなくなった場合（入院・施設入所、長期のショートステイ利用）、要介護度2以下になられた場合、市外転居や死亡された場合は支給できませんので、受給資格喪失届を提出してください。余った紙おむつについては、返却していただく必要はありません。

檀原市ホームページID ▶1095

手続き窓口 ▶長寿介護課包括支援係 ☎22-8118

日頃の見守り

【「食」の自立支援事業(配食サービス)】

橿原市が委託している業者が、見守りと安否確認のために、自宅へお弁当を配達します。

◎対象者：市内に住民票があるおおむね65歳以上の独居高齢者もしくは高齢者のみの世帯の方で、
栄養改善や見守りが必要な方

※同敷地内及び同町内にご家族等がおられる場合は、対象外になります。

配達回数：最大 昼食週5回

※安否確認を目的としており、在宅介護サービスの利用等、生活状況を確認して
市が回数を最終決定します。



見守りと安否確認のサービスになるので
「ご飯作るのめんどくさいから…」
「ご飯作れないから」という理由では
利用できないのでご了承ください。

◎費用：一食あたり450円を直接業者に支払い（支払方法は業者によって異なります）

◎申請方法：長寿介護課にご来庁ください。

橿原市ホームページID ▶1094

手続き窓口 ▶長寿介護課包括支援係 ☎22-8118



急な体調不良のとき…

【緊急通報装置設置費の助成】

ご自宅の固定電話機に接続する形の緊急通報装置を設置します。

体調が急変したときなどの通報に「緊急ボタン」
健康についてのご相談は「相談ボタン」



コールセンター（24 時間体制）に通報が入り看護師を含む専門のオペレーターが応答します。



オペレーター

必要に応じて協力員（申請の際に登録）の方に
状況の確認を依頼

※申請時に希望された場合
警備会社の駆け付けサービスも有り
（別途利用料金がかかります）

緊急を要する場合は救急車の出動を要請

他にも…

利用者には、月 1 回、健康状態を確認するためのお伺い電話サービスを行います。

◎対象者：市内に住民票があるおおむね 65 歳以上の独居高齢者もしくは高齢者のみの世帯
※同一住所にご家族等がおられる場合は、対象外になります。

◎費用（自己負担額）： 端末利用料：月額 500 円

※生活保護世帯の方は免除されます。 支払い方法は口座自動引き落としです。

500 円 × 6 ヶ月 = 3,000 円が、年 2 回引き落とされます。

ただし、設置月は引き落とし日の都合上、金額が異なる場合があります。

※〈希望者のみ〉端末利用料とは別途、警備会社の駆け付けサービスの利用料：月額 550 円

橿原市ホームページ ID ▶1096

手続き窓口 ▶長寿介護課包括支援係 ☎22-8118

理解や判断をする力が衰えたとき、衰える前に…

【成年後見制度】

成年後見制度には
2つの制度があります。



【任意後見制度】

現在は判断能力のある方が、将来判断能力が衰えたときにその方に代わって法律行為を行う方をあらかじめ自分で決めておく制度。

手続き窓口▶高田公証人役場

☎ 0745-22-7166

(住所：大和高田市大中98おがわビル3階)

【法定後見制度】

認知症などにより、物事を十分に判断できない方に代わって、法的な手続きを踏まえ選任された方が、財産の管理や必要な契約などを行い、その方が損害を被ることのないよう援助する制度。

法定後見制度は利用する方の判断能力の程度に応じて3つの制度があります。

〈後見制度〉 常に判断能力が欠けている方

〈保佐制度〉 日常生活で判断能力が著しく不十分な方

〈補助制度〉 日常生活で判断能力が不十分な方

この法定後見制度を利用したい場合は、本人の住所地にある裁判所に申立ての手続きをします。

◎申立てのできる人：本人、配偶者の方、4親等内の親族の方

(注意) 身寄りがいないなどの理由で申立てができない場合は、市区町村長が代わりに申立てを行うことができます。いずれの場合も、裁判所が後見人を定めます。

◎申立て費用：収入印紙代、切手代、登記印紙代などの費用がかかります。

相談窓口▶地域包括支援センター 北エリア ☎ 0744-20-3366

南エリア ☎ 0744-24-4301

身寄りのない方などに関し、申立ての相談のある場合

65歳以上の方：長寿介護課 ☎ 22-8108

FAX：24-9725

障がいのある方：障がい福祉課 ☎ 20-0015

FAX：25-7857

申立て窓口▶本人、家族などが申立てをする場合

奈良地方裁判所葛城支部 ☎ 0745-53-1012

(住所：大和高田市大字大中101-4)



【はいかい探知機のレンタル】

認知症などによりはいかい行動の見られる高齢者の家族を支援するため、GPSなどを利用した位置検索システムを活用し、24時間居場所がわかるはいかい探知機を貸与します。

◎探知機の機能

インターネットによる位置情報の検索（24時間365日検索可能、検索料金無料）

○エリア通知機能もしくは振動感知機能

- ・エリア通知機能：あらかじめ設定したエリアを出ると、最大5ヶ所にメールを送信
- ・振動感知機能：振動を感知すると、最大5ヶ所にメールを送信

○ブザー鳴動機能（利用者画面より端末のブザーを鳴らすことが可能）

◎対象者：市内に住民票があるおおむね40歳以上の在宅で生活されている方で、認知症などでははいかいにより行方不明となる可能性がある方

◎費用：基本料金：1か月1,300円

※下記のいずれかに該当する場合は1ヶ月700円、両方に該当する場合は使用料が免除されます。

- ・生活保護世帯もしくは非課税世帯の方
- ・書類審査により、はいかいの可能性が高いと認められる方

◎申請方法：所定の申請書及び緊急連絡先一覧表に必要事項を記入し、申請窓口にご提出ください。

（注意）同意書は、世帯全員の方が署名していただく必要があります。

橿原市ホームページID ▶2611

手続き窓口▶長寿介護課包括支援係 ☎22-8118



【檀原市はいかいSOSネットワーク】

認知症などによるはいかいなどで行方不明になった方を早期に発見するために、協力関係機関及び協力者間で情報を共有して、地域全体で認知症高齢者及びそのご家族の方を支援していくものです。

◎対象者：市内に住民票があるおおむね40歳以上の方で、認知症などでははいかいにより行方不明となる可能性がある方

〈事前登録のご案内〉

はいかいのおそれのある高齢者の方を事前に登録しておくことで、行方不明時などの緊急時に、関係機関との情報の共有や、協力者への情報の配信を迅速に行うことができます。そのため、できる限り事前にご登録していただくことをお勧めしています。

☆事前登録をすると…

事前登録の情報を、警察や地域包括支援センター等の関係機関と共有することで、万一のはいかいが発生した際に、より迅速な発見・保護につなげていくことができます。

行方不明になった方の情報を、協力者として登録していただいている事業者や市民の方に配信することで、地域の方々にも捜索にご協力いただきます。

（注意）配信は希望者についてのみ行います。

◎登録方法：以下を長寿介護課に提出してください。

檀原市はいかいSOSネットワーク登録届（印鑑は不要）

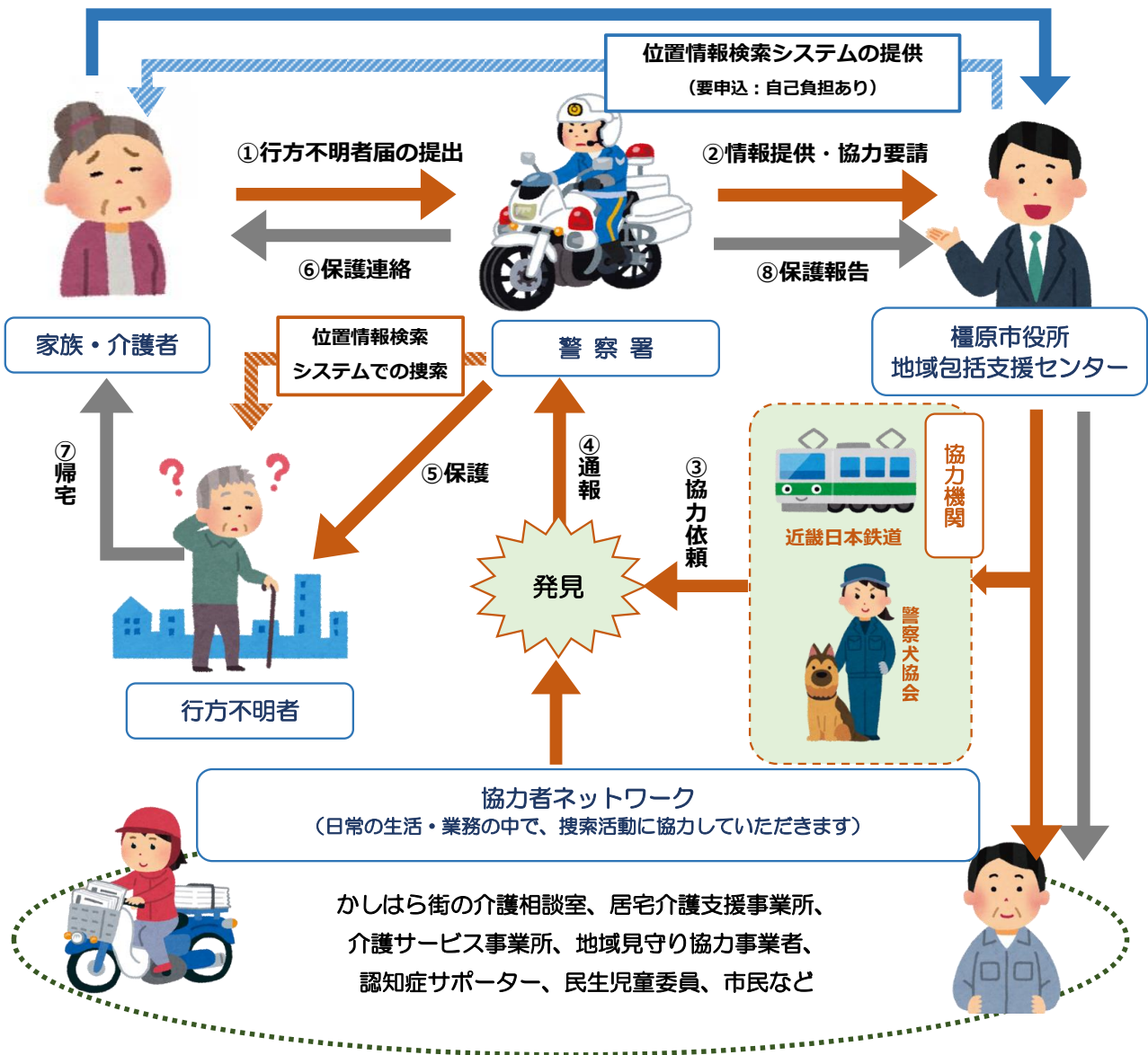
できる限り最近撮影した本人の写真（顔写真・全身写真の二種類）

檀原市ホームページID ▶3225

手続き窓口 ▶長寿介護課包括支援係 ☎22-8118



橿原市はいかいSOSネットワーク イメージ図



介護保険制度

介護保険が適用される条件（年齢と特定疾病）

介護保険の適用条件（区分と年齢）

区分	年齢	サービスの利用条件
第1号被保険者	65歳以上	要支援・要介護認定を受けていること
第2号被保険者	40～64歳	「16種類の特定疾病」に該当し 要支援・要介護認定を受けていること

「特定疾病」とは加齢に伴って生じる心身の変化により、要介護状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病のことを指します。

- ①末期がん ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症、
- ④後縦靱帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗鬆症 ⑥初老期における認知症
- ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症
- ⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯変形性関節症

生活保護の担当者に
相談してください！

みなし2号

40～64歳の生活保護受給者は介護保険料を納付できないため、介護保険に加入できませんが、介護サービスの利用は可能です。制度上、「みなし2号」という位置づけとなり、第2号被保険者と「みなして」要介護認定の審査が実施されます。要支援1以上にみなし認定されれば、介護保険サービスを利用できます。



要支援1～2は

「生活機能が低下し、
その改善の可能性が高いと見込まれる」状態。

要介護1～5は

「現在、介護サービスが必要である」状態

☆数字が大きくなるほど、より介護度が重くなることを表しています。

介護保険サービスを利用するためには、要介護（要支援）認定または基本チェックリストによる事業対象者に該当する必要があります。

【要介護認定・要支援認定の申請】

被保険者が日常生活に支援が必要な状態になり、介護サービスが必要であれば、長寿介護課に要介護（要支援）認定の申請をします。

◎対象：第1号被保険者（65歳以上の方）

第2号被保険者（40歳から64歳までの方）

※第2号被保険者の方は、国が定めた16種類の特定疾病が原因で、介護が必要な状態となった場合

◎手続きができる人：本人、同一世帯の方、代理人

◎手続き方法：申請は、長寿介護課へ直接提出、郵送でも対応可能。

◎必要なもの：第1号被保険者（65歳以上の方）

・介護保険被保険者証

第2号被保険者（40歳から64歳までの方）

・加入している医療保険の被保険者証（受付は、長寿介護課です）

【基本チェックリスト】

かしはら街の介護相談室、地域包括支援センター、市役所窓口で受けることができます。

基本チェックリストとは 必ずしも認定を受けなくても、必要なサービスを利用できるよう本人の状況を確認するためのツールです。日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための25項目（＋裏面10項目）からなる質問票で、いくつかの項目に該当した場合、必要なサービスに繋がります。

※総合事業のサービスしか使えません。

かしはら街の介護相談室→担当の相談室に連絡してください。

地域包括支援センター 北エリア ☎ 0744-20-3366

南エリア ☎ 0744-24-4301



かしはら街の相談室、
地域包括支援センターについては
20. 21ページをチェック！



長寿介護課 介護認定：認定調査係 ☎ 0744-22-8108

チェックリスト：包括支援係 ☎ 0744-22-8118

介護保険サービスの種類

【在宅サービス】

「要支援１・２」の方
地域包括支援センターが中心となり
介護予防ケアプランを作成
↓
住み慣れた地域で自立した生活を
続けていけるよう支援

「要介護１～５」の方
居宅介護支援事業所のケアマネジャー
（介護支援専門員）に依頼
↓
利用するサービスを具体的に盛り込んだ
居宅サービス計画（ケアプラン）作成
↓
ケアプランに基づいてサービスを利用

【居宅介護支援】

ケアマネジャーが、利用者に合った「ケアプラン」を作成し、そのプランに沿って安心してサービスを利用できるように、利用者を支援します。ケアプランの相談・作成は全額が介護保険から支払われますので、利用者に自己負担はありません。



【訪問介護】

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、炊事・掃除などの生活援助を行います。

【訪問リハビリテーション】

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリをします。

【訪問看護】

疾患などを抱えている人について、看護師などが居宅を訪問し、主治医の指示に基づく看護が受けられます。

【訪問入浴介護】

介護職員と看護職員が居宅を訪問し、移動入浴車などで入浴介護をします。

【居宅療養管理指導】

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



【通所介護 [デイサービス]】

利用定員19人以上の通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための支援を日帰りで行います。

【通所リハビリテーション [デイケア]】

介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。

【短期入所生活介護 [ショートステイ]】

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に短期間入所して、日常生活上の支援(食事、入浴、排せつなど)や機能訓練などが受けられます。

【短期入所療養介護 [ショートステイ]】

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

介護老人福祉施設と介護老人保健施設のの違いって??

	介護老人福祉施設〔特養〕 (特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設〔老健〕 (老人保健施設)
施設の 役割と内容	居住する施設 (身体介護中心とした生活支援)	在宅復帰を目指す施設 (リハビリ、医療ケア中心)
対象者	65歳以上、 要介護3～5の認定を受けた方	65歳以上、 要介護1～5の認定を受けた方

ショートステイは
1泊～連続30日利用可能です。
介護度によって、条件や利用金額が
異なるのでケアマネジャーへ
ご相談ください。



【福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具をレンタルするサービスです。

【住宅改修費の支給】

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、20万円を上限に利用者負担の割合に応じた額が支給されます。事前の申請が必要です。

【特定福祉用具販売】

都道府県の指定を受けた事業者から対象の福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。申請が必要です。

在宅サービスの内、
長寿介護課で手続き
できるサービス



《特定福祉用具の購入》

要支援・要介護認定を受けている在宅の方が、入浴用、排泄用等の「特定福祉用具」を購入した場合、介護保険を利用すると1年度(4月～翌年3月)につき10万円の申請額を上限に、利用者負担の割合に応じた額が支給されます。

※都道府県の指定を受けた事業者での購入のみが介護保険の支給の対象になります。購入の際には、販売業者が指定販売事業者かどうか必ず確認してください。

◎購入費支給の対象となる用具の種類

腰掛便座・自動排泄処理装置の交換可能部品・入浴補助用具
簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分・スロープ・歩行器
歩行補助つえ

※市への申請にあたっては指定販売事業者にご相談ください。

橿原市ホームページID▶2604

手続き窓口 ▶長寿介護課給付指導係 ☎22-8108

《住宅改修費の支給》

要支援・要介護認定を受けている在宅の方が、日常生活での自立支援を目的とした小規模の住宅改修を行ったとき、支給の対象となる改修の種類に限り、20万円を支給限度基準額として、利用者負担の割合に応じた額の支給が受けられます。

※ケアマネジャー等に相談のうえ、必ず事前申請をして、決定通知書発行後に着工してください。

事前申請のない工事、決定通知書発行前の工事は保険給付の対象外です。

※入院・入所中や新規認定申請中に住宅改修を行った場合、保険給付されないことがあります。

(例：病院に入院中に住宅改修を行ったが、入院が継続となって退院できなかった。

新規認定申請中に住宅改修を行ったが「非該当」の結果になって、認定に至らなかった。等)

◎支給の対象となる改修の種類

※詳細は施工業者から長寿介護課給付指導係に事前にお問合せください。

1. 手すりの取付け

玄関、通路、居室、トイレ、浴室などへの手すり取付け

2. 段差の解消

敷居撤去やスロープの設置、玄関の上がり框に敷台を設置、床のかさ上げなど

3. 滑りにくい床材に変更

畳をフローリングやビニル製の床に変更、浴室の床材を滑りにくい材質に変更、階段に滑り止めを取付けるなど

4. 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替える工事、ドアノブの変更、戸車の設置、扉の撤去など

5. 洋式便器などへの便器の取替え

和式便器から洋式便器への取替え

6. 上記の1から5の改修に伴って必要となる工事

申請にあたり必要な手続き

① 改修にあたっての相談

- ・改修内容についてはケアマネジャー等に相談し、施工業者とともにどのような住宅改修が必要か話し合しましょう。
- ・福祉用具の活用なども検討しながら、利用者の心身の状況、住宅の状況や日常生活の動線など、改修内容について検討しましょう。

② 市に事前申請

- ・施工業者が事前申請書類を市に提出したら、住宅改修が必要な理由書及び見積書等の内容が、住宅改修の対象になるかどうかを工事着工前に審査します。審査結果は決定通知書の郵送をもってお知らせします。（審査には約1週間かかります。）

③ 改修工事

- ・決定通知書が郵送で届いたら住宅改修事業者へ改修を依頼し工事を開始します。
- ※必ず決定通知書交付後に工事を開始してください。決定前の工事は保険給付の対象になりません。

④ 市へ支給申請

- ・工事完了後、施工業者が市へ必要書類を揃えて、住宅改修費の支給申請を行います。

⑤ 支給審査決定

- ・市で審査し、支給・不支給の決定を行い、通知します。原則として支給申請受付翌月25日（25日が土日祝の場合は直前の営業日）に保険給付します。

檀原市ホームページID▶2605

手続き窓口 ▶長寿介護課給付指導係 ☎22-8108

【施設サービス】

「介護が中心」か「治療が中心」かなどによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行い、事業者と契約します。※要支援の人は、施設サービスは利用できません。

福祉的機能



中間的機能



医療的機能

【介護老人福祉施設】

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排泄などの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。
※原則要介護3以上の方が対象ですが、要介護1又は2の方でも特例的に入所が認められる場合があります。

【介護老人保健施設】

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

【介護医療院】

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護（日常生活上の世話）が一体的に受けられます。

ひと言でいうと
こんな機能！！

生活援助

在宅復帰
機能訓練
医学的管理

長期療養
機能訓練
医学的管理
生活施設

【地域密着型サービス】

【定期巡回・随時対応型 訪問介護看護】

対象：要介護1～5の方

密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などを行うことで、随時対応も受けられます。



【小規模多機能型居宅介護】

通所（デイサービス）を中心としながら必要に応じて利用者宅を訪問したり（訪問介護）、時には宿泊（短期入所）も行うサービスです。

【認知症対応型通所介護】

認知症高齢者を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで受けられます。

【地域密着型通所介護 〔小規模デイ〕】

利用定員18人以下の通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための支援を日帰りで行います。

【認知症対応型共同生活介護 〔グループホーム〕】

対象：要支援2から要介護5の方

認知症高齢者が、共同生活をする住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

※要支援1と認定された方は利用できません。

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

対象：原則、要介護3以上の方

定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所する人が、食事・入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。

※要支援1から2と認定された人は利用できません。

※要介護1又は2の方で特例的に入所が認められる場合があります。



【被保険者資格の手続きについて】

資格喪失の手続き

第1号被保険者（65歳以上の方）

○橿原市の住人でなくなった場合

市民窓口課で転出届出・死亡届出をされた後、長寿介護課へ届出てください。

◎届出できる人：転出・転居の場合…本人

※本人が手続きできない場合は親族の方、または代理人による申請が可能です。

死亡の場合…遺族の方

※遺族の方が手続きできない場合は代理人による申請が可能です。

◎届出に必要なもの：届出者の身分証、介護保険被保険者証、各種割合証（持っている方のみ）

第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）

○要介護認定および要支援認定を受けていた方で、他市町村へ転出される場合

市民窓口課で転出届出をされた後、長寿介護課へ届出てください。

◎届出できる人：本人

※本人が手続きできない場合は親族の方、または代理人による申請が可能です。

◎届出に必要なもの：届出者の身分証、介護保険被保険者証、各種割合証（持っている方のみ）

◎郵送での手続き

窓口で手続きできない場合は本人、親族の方、または代理人による郵送での申請が可能です。

届出に必要なもの：介護保険被保険者証、各種割合証（持っている方のみ）

介護保険資格喪失届 兼 相続人代表者指定届

申請者の身分証の写し、通帳の見開きの写し

こちらも
郵送可

☆住所地特例の適用を受けている施設または適用除外施設へ入所する場合

市民窓口課で転居届出・転出届出をされた後、施設入所することを長寿介護課へ届出てください。

※橿原市内の住所地特例の適用施設に入所する場合は、手続きはいりません。

※当該施設所在地に市町村を越えて住所を変更した場合は、従前に住所のあった市町村の被保険者となります。

橿原市ホームページID▶3351

手続き窓口 ▶長寿介護課 ☎22-8108

高齢者の日常生活に関することでお悩みはありませんか？



まずはお電話ください。必要な場合は、
ご自宅へ訪問しお話を伺います。
高齢者の方はもちろん、
そのご家族やご近所の方も相談ください！
相談はすべて無料です。



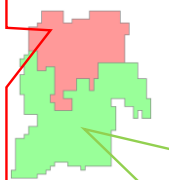
〈橿原市地域包括支援センター〉

北エリア

電話番号：(0744) 20-3366

FAX：(0744) 22-8866

住所：小綱町11-7
ぽれぽれ八木西スクエア2階内



南エリア

電話番号：(0744) 24-4301

FAX：(0744) 24-4308

住所：畝傍町9-1
橿原市保健センター南館3階
橿原市社会福祉協議会内

かしはら街の介護相談室は令和6年10月から7か所に変更!!

エリア	中学校区	小学校区	受託事業者	電話番号・FAX
北	橿原中学校	真菅北・耳成西小学校区	橿原の郷	TEL：21-1111 FAX：21-1202
	八木中学校(北)	耳成・耳成南・晩成小学校区	バンデ(絆)	TEL：48-3185 FAX：48-3785
	大成中学校	今井・真菅小学校区	大和三山	TEL：23-6688 FAX：23-6836
南	畝傍中学校	畝傍北・畝傍東・畝傍南小学校区	あすならホーム 畝傍	TEL：24-1165 FAX：25-4165
	八木中学校(南)	鴨公・香久山小学校区	香久山 インパレス	TEL：29-5001 FAX：29-5002
	白檀中学校	白檀小学校区 旧(白檀北・南小学校区)	桃寿園	TEL：27-7260 FAX：28-4637
	光陽中学校	金橋・新沢小学校区	西井クリニック	TEL：080-5349-0001 FAX：47-2811

電話相談は24時間365日受付



橿原市地域包括支援センター 及び
 「かしはら街の介護相談室」 担当区域MAP（R6年10月～）

